

## ■参考12 豚分別供給契約

### 豚原料の引渡し・引受けに関する契約例

※ 収集業者等と各原料収集先との間の契約は、以下の例において、「化製業者等」を「収集業者等」と読み替えます。

#### 1 と畜場と化製業者等との契約の場合

##### 契約書

と畜場\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と

化製業者等\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料・肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙（乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

##### （1）事業所におけると畜処理に関する事項

- ① 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料<sup>注</sup>となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ なお、すべての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。
- ④ また、豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ⑤ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑥ なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑦ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑧ なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

注)飼料用豚肉骨粉、飼料用豚・家きん混合肉骨粉、又は肥料用豚肉骨粉の内、該当する物を記載する。

⑨ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(2) 豚原料の出荷に関する事項

① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性たん白質等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を、豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが豚原料を運搬するときを含む。）には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、 年 月 日より 年 月 日までとする。ただし、本契約満了の ヲ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 \_\_\_\_\_

事業所名を明記すること 業者名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住 所 \_\_\_\_\_

業者名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印